

指定科目履修により取得できる資格

1. 社会福祉士国家試験受験資格について

社会福祉専攻学生で指定科目を履修して卒業し、指定施設で2年以上の「相談援助」の実務に就くことで受験資格が得られます。

(1) 指定科目

社会福祉士国家試験を受験するために、大学等において履修しなければならない指定科目は、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成21年度以後の入学生から次のとおりとなっています。

【社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号の規定に基づき文部科学大臣・厚生労働大臣の指定する社会福祉士に関する科目（平成20年3月24日文部科学省・厚生労働省令第3号）】

（ ）は本学での開講科目の名称

1. 次に掲げる科目のうち1科目

イ 人体の構造と機能及び疾病（医学一般）

ロ 心理学理論と心理的支援（心理学）

ハ 社会理論と社会システム（社会学）

2. 現代社会と福祉（社会福祉原論 ・ ）

3. 社会調査の基礎（社会調査の基礎）

4. 相談援助の基盤と専門職（社会福祉援助技術論 ・ ）

5. 相談援助の理論と方法（社会福祉援助技術論 ・ ・ ・ ）

6. 地域福祉の理論と方法（地域福祉論 ・ ）

7. 福祉行財政と福祉計画（福祉行財政と福祉計画）

8. 福祉サービスの組織と経営（福祉サービスの組織と経営）

9. 社会保障（社会保障論 ・ ）

10. 高齢者に対する支援と介護保険制度（高齢者に対する支援と介護保険制度 ・ ）

11. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度（障害者福祉論）

12. 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度（児童・家庭福祉論）

13. 低所得者に対する支援と生活保護制度（公的扶助論）

14. 保健医療サービス（保健医療サービス）

15. 次に掲げる科目のうち1科目

イ 就労支援サービス（就労支援サービス）

ロ 権利擁護と成年後見制度（権利擁護と成年後見制度）

ハ 更生保護制度（更生保護制度）

16. 相談援助演習（相談援助演習 ・ ・ ・ ）

17. 相談援助実習指導（相談援助実習指導 ・ ・ ）

18. 相談援助実習（相談援助現場実習 ・ ）

(2) 実務経験

本学で指定科目を履修して卒業し、2年間の実務経験（相談援助の業務範囲）があれば、受験資格が得られます。

(3) 履修登録上の注意事項

上記 にあるように、「人体の構造と機能及び疾病（医学一般）」、「心理学理論と心理的支援（心

理学)」「社会理論と社会システム(社会学)」及び「就労支援サービス(就労支援サービス)」「権利擁護と成年後見制度(権利擁護と成年後見制度)」「更生保護制度(更生保護制度)」については、それらのうち1科目を履修すれば受験資格を得ますが、国家試験では、すべての科目から出題されます。そのため、すべての科目を履修することを勧めます。

また専門選択科目群にある科目は、卒業要件科目(その科目が単位不認定になると卒業できないこと)ではありませんが、それらの科目を履修しなければ、当然社会福祉士国家試験の受験資格を得ることはできません。

(4) 試験の概要

社会福祉士国家試験は、例年1月下旬に実施されます。試験は午前・午後に分かれ、マークシートによる解答方式で行われます。

試験時間、出題範囲及び問題数については次の通りです。

午前(10時00分～12時00分) 120分 76問

人体の構造と機能及び疾病	7問
心理学理論と心理的支援	7問
社会理論と社会システム	7問
現代社会と福祉	10問
地域福祉の理論と方法	10問(うち事例問題 2問)
福祉行財政と福祉計画	7問
社会保障	7問(うち事例問題 2問)
低所得者に対する支援と生活保護制度	7問(うち事例問題 2問)
保健医療サービス	7問(うち事例問題 2問)
権利擁護と成年後見制度	7問(うち事例問題 2問)

午後(13時30分～15時30分) 120分 74問

社会調査の基礎	7問
相談援助の基盤と専門職	7問(うち事例問題 2問)
相談援助の理論と方法	21問(うち事例問題 8問)
福祉サービスの組織と経営	7問
高齢者に対する支援と介護保険制度	10問(うち事例問題 2問)
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	7問(うち事例問題 2問)
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	7問(うち事例問題 2問)
就労支援サービス	4問(うち事例問題 1問)
更生保護制度	4問(うち事例問題 1問)

2. 介護福祉士国家資格について

本学の介護福祉専攻で指定科目を履修して卒業要件を満たせば、介護福祉士資格を取得することができます。

(1) 指定科目

介護福祉士資格を取得するためには、本学において履修しなければならない領域および教育内容は厚生労働省令により次のとおりとなっています。【社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）】

介護福祉士資格取得のための領域・教育内容と本学開講科目

《領域》および教育内容	本学開講科目
《人間と社会》	
・人間の尊厳と自立	人間の理解
・人間関係とコミュニケーション	人間の理解
・社会の理解	社会と制度の理解
・人間と社会に関する選択科目	福祉と音楽、人権論、地域福祉の理論、社会調査の基礎、社会理論と社会システム、生活と法、児童・家庭福祉論
《介護》	
・介護の基本	介護の基本
・コミュニケーション技術	コミュニケーション技術
・生活支援技術	生活支援技術
（平成23年度入学生は、前年度の学生ハンドブックを参照してください。）	
・介護過程	介護過程
・介護総合演習	介護総合演習
・介護実習	介護実習
《こころとからだのしくみ》	
・発達と老化の理解	発達と老化の理解
・認知症の理解	認知症
・障害の理解	障害の理解
・こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ

(2) 介護福祉士登録手続き

本学の介護福祉専攻の指定科目を履修し卒業後、「介護福祉士登録」をすることが必要です。このため、本学では、登録機関（「財団法人社会福祉振興・試験センター」）に一括して登録申請を行います。

(3) 履修登録上の注意事項

人間と社会に関する選択科目については7科目から8単位を履修する必要があります。

3. 保育士国家資格について

本学の幼児教育学科で指定科目を履修して卒業要件を満たせば、保育士資格を取得することができます。

指定科目

保育士資格を取得するために、本学において履修しなければならない指定科目は厚生労働省令により次のとおりとなっています。【児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の就業科目及び単位数並びに履修方法 平成22年7月22日厚生労働省告示第278号】

保育士資格取得のための指定科目と本学開講科目

指定科目 本学開講科目（ ）内は単位数

【必修科目】

保育の本質・目的の理解に関する科目

保育原理	保育原理
教育原理	教育原理
児童家庭福祉	児童家庭福祉
社会福祉	社会福祉
相談援助	相談援助
社会的養護	社会的養護
保育者論	教師論

保育の対象の理解に関する科目

保育の心理学	保育の心理学
保育の心理学	保育の心理学
子どもの保健	子どもの保健
子どもの保健	子どもの保健
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養
家庭支援論	家庭支援論

保育の内容・方法に関する科目

保育課程論	教育課程総論
保育内容総論	保育内容総論
保育内容演習	保育内容（健康）
	保育内容（人間関係）
	保育内容（環境）
	保育内容（言葉）
	保育内容（身体表現）
乳児保育	乳児保育
障害児保育	障害児保育
社会的養護内容	社会的養護内容
保育相談支援	保育相談支援

保育の表現技術	
保育の表現技術（音楽）	音楽
保育の表現技術（造形）	図画工作
保育の表現技術（身体）	幼児体育
保育の表現技術（言語）	保育表現技術（言語表現）

保育実習	
保育実習指導	保育実習指導
保育実習（保育所）	保育実習 -
保育実習（施設）	保育実習 -

総合演習	
保育実践演習	保育実践演習

【選択必修科目】

保育の本質・目的に関する科目	児童家庭福祉
保育の対象の理解に関する科目	教育相談
保育の内容・方法に関する科目	保育臨床心理学
保育の表現技術	保育内容（健康）
保育実習	保育内容（造形表現）
の系列から21単位以上開講	保育内容（音楽表現）
（うち保育実習 または の2単位	保育内容（言語表現）
保育実習指導 または の1単位を含む）	音楽
	音楽
	音楽
	図画工作
	臨床美術
	幼児体育
	保育実習指導
	保育実習指導
	保育実習
	保育実習

保育士資格希望者は上記【選択必修科目】の中から、9単位以上履修すること。
ただし、保育実習指導 または保育実習指導、及び保育実習 または保育実習を含むこと。

【教養科目】

10単位以上（うち外国語に関する演習2単位以上、体育に関する講義及び実技それぞれ1単位、これら以外の科目6単位開講以上）	つくりかえ問題解決技法
	つくりかえ問題解決技法
	職業選択と自己実現
	人間関係論
	コミュニケーション論

基礎英語
英語コミュニケーション
福祉の人間学
日本国憲法
スポーツ理論
生涯スポーツ実技
幼児と自然
情報処理
情報処理

保育士資格希望者は上記【総合科目】の中から、9単位以上履修すること。
ただし、スポーツ理論、生涯スポーツ実技を含むこと。

4. 幼稚園教諭二種免許状の取得について

本学の幼児教育学科で必修科目を履修して、卒業要件を満たせば、幼稚園教諭二種免許状を取得することが出来ます。

【必修科目】

幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、下記のとおり教育職員免許法（以下「免許法」と略記）並びに同法施行規則（以下「施行規則」と略記）に定める必修科目の単位を修得する必要があります。

(1) 基礎資格等【免許法第5条別表第1】

	基礎資格	免許法における最低修得単位数	
		教科に関するもの	教職に関するもの
幼稚園教諭二種免許状	●短期大学士の学位を有すること	4単位以上	27単位以上

(2) 教養科目の履修方法

教養科目とは、日本国憲法2単位（本学では「日本国憲法」）、体育2単位（本学では「生涯スポーツ実技」「スポーツ理論」）、外国語コミュニケーション2単位（本学では「英語表現」「英語コミュニケーション」）、情報機器の操作2単位（本学では「情報処理」「情報処理」）を含む必要があります。【施行規則第66条の6】

(3) 教科に関する科目の履修方法

免許法施行規則に定める科目		本学での開講科目	
科目	単位数	科目	単位数
音楽	4	音楽Ⅰ	1
		音楽Ⅱ	1
図画工作		図画工作Ⅰ	1
体育		幼児体育Ⅰ	1
国語		国語表現	2
計	4	計	6

(4) 教職に関する科目の修得方法

免許法施行規則に定める科目		本学での開講科目		
科 目	単位数	科 目	単位数	
教職の意義等に関する科目	●教職の意義及び教員の役割 ●教員の職務内容 (研修、サービス及び身分保障等を含む。) ●進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教師論	2
教育の基礎理論に関する科目	●教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	教育原理	2
	●幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 (障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		教育心理学	2
	●教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育と社会	1
教育課程及び指導法に関する科目	●教育課程の意義及び編成の方法	12	教育課程総論	2
	●保育内容の指導法		保育内容総論	1
			保育内容 (健康Ⅰ)	1
保育内容 (健康Ⅱ)			1	
保育内容 (人間関係)			1	
保育内容 (環境)			1	
保育内容 (言葉)			1	
保育内容 (身体表現)			1	
保育内容 (造形表現)			1	
保育内容 (音楽表現)			1	
保育内容 (言語表現)	1			
●教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	1		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	●幼児理解の理論及び方法 ●教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法	2	教育相談	2
教職実践演習	2	保育・教職実践演習 (幼稚園)	2	
教育実習	5	教育実習指導	1	
		教育実習Ⅰ	2	
		教育実習Ⅱ	2	
計	27	計	29	

5. 看護師国家試験受験資格について

本学看護学科の卒業要件を満たすことにより、看護師国家試験 (毎年2月末に実施、3月末に合格発表) の受験資格を得ることができます。(本学看護学科は、文部科学大臣が指定する看護師学校としての指定を受けています。)

なお、看護師国家試験に合格後、看護師籍に登録することにより看護師免許を得ることができます。

6. 社会福祉主事任用資格

「社会福祉主事任用資格」とは、各地方自治体の福祉事務所に従事する社会福祉主事等の公務員 (ケースワーカー等) に任用される際に必要とされる厚生労働省が定めた資格基準であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。

本学の社会福祉学科・幼児教育学科を卒業することで取得できます。特別な試験等はありません。

指定科目履修により任意で受験できる資格

「訪問介護員（ホームヘルパー）2級」資格について

この資格は、都道府県知事の指定を受けた、養成研修を受講することにより認定される資格です。本学の社会福祉専攻は、この指定を受けています。相談援助現場実習 を履修する学生は、この研修を受講することが望ましい。

制度改正により研修が変更になることがあります。

(1) 訪問介護員（ホームヘルパー）

訪問介護員（ホームヘルパー）とは、介護を必要とする家庭に出向いて、食事や入浴、着替えの介助他、身の回りの全てにわたる手助けを行う人をいいます。心身ともに健康である人たちと同じく、その人たちが豊かな生活を送ることができるよう、心と身体のケアをする大切な仕事です。

(2) 資格取得のための条件

指定された養成研修2級課程（130時間）に準じた、本校の科目を履修することが必要です。研修科目は以下の3つに別けられます。

社会福祉専攻1年次に開講される「読替科目」の授業を履修し、単位を取得すること。

上記 以外に開講する「追加科目」を受講すること。

「実習」（30時間）を終えること。

* 資格取得にあたり、出席・受講態度・実習態度を重視し、場合によっては認定しないことがあります。

(3) 読替科目

授業科目名	科目区分	単位	授業形態
高齢者に対する支援と介護保険制度 I	専門必修	2	講義
障害者福祉論		2	講義
社会福祉援助技術論 I・II		4	講義
相談援助演習 I	専門必修	1	演習
医学一般	専門選択	2	講義
リハビリテーション論		2	講義
介護技術		1	演習
介護概論		2	講義
心理学		2	講義

(4) 追加科目（訪問介護員（ホームヘルパー）2級養成研修として開講）

科 目	時 間	授業形態
家事援助の方法	4時間	講義

(5) 実習（学外実習）

施設実習（特別養護老人ホーム・老人保健施設など福祉施設での実習）

施設に入所されている利用者の介護を行います。施設のスタッフの方々の指導を受けながら、身の回りのお世話からレクリエーションまで実習し、多くの利用者とのコミュニケーションを通じて「施設における介護」について学習します。

在宅サービス提供現場見学（デイサービスなどでの実習）

どのような形で在宅サービスが行われているか、そのサービス方法や役割を学ぶ他、福祉機器・介護用品の使い方を学ぶことで、在宅で介護を受けている方への「総合的支援のあり方」について学習します。

ホームヘルプサービス同行訪問（ホームヘルパーを利用されているお宅での実習）

訪問介護員の方と一緒にホームヘルプサービスを利用されているお宅を訪問します。家事援助、身体介護など介護を受ける相手に合わせたサービスを心がけながら、訪問介護員の方の指導のもと、ヘルパーとしての役割を学び、「在宅における介護」について理解を深めます。

(6) 登録先

訪問介護員（ホームヘルパー）2級養成研修を修了すると都道府県に登録され、修了証が発行されます。

2. 健康管理士一般指導員受験資格

(1) 「健康管理士一般指導員」資格について

「健康管理士一般指導員」資格は、生活習慣病の原因・発生機序からそれを予防する為の栄養・運動・環境・メンタルヘルス等を身体と心の両面から総合的に学ぶ為、個々にあった健康管理が実践でき、またその知識を普及・啓発・指導が出来る資格です。

資格認定は、特定非営利活動法人 日本成人予防協会と財団法人 生涯学習開発財団が行っています。医療福祉施設での健康相談、企業内の健康管理部門でのカウンセラー、地域などで健康管理指導を行うなどいろいろな場面で活動できる資格です。

(2) 資格認定の条件

認定単位の取得が、受験資格条件となります。

学習内容は、社会福祉学科の選択科目である 健康管理学、生活習慣病の基礎知識、心の健康管理、生活を守る栄養学、生活環境と健康/健康管理の進め方、身体を守る健康知識の各2単位を取得することです。

資格取得などに掛かる費用は、教科書代5,000円、受験料5,000円、資格登録料5,000円、年会費6,000円です。

(3) 資格認定・登録後の特典

資格取得後、健康管理士一般指導員として登録しますと、資格証、認定証が発行されます。

資格取得後は、2ヶ月に1度、生涯学習として「ほすび」の購読が出来ます。健康管理に関する最新の情報を資格取得者に提供する目的からです。また、定期的に「健康学習セミナー」や「能力開発講座」も開催されます。

3. 交流分析士受験資格

本学において、人間関係論(2単位)、コミュニケーション論(1単位)を履修し、単位を取得することにより、特定非営利活動法人日本交流分析協会が行う交流分析士[®]2級の認定試験を受験する資格が付与されます。

認定試験料10,500円、初年度会費1,000円

(本学在学中の受験においては、入会金、受験料等に学生割引制度が適用されています。)

日本交流分析協会本部 <http://www.j-taa.org/>

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-19-21 橋ビル3階

Tel. (03) 5282-1565 / 1510 Fax. (03) 5282-1566

e-mail : jim@j-taa.org

交流分析 (Transactional Analysis) は、アメリカのバーン博士 (E. Berne 1910~1970) によって創設された一つのパーソナル理論です。個人が成長し変化するためのシステムティックな心理療法で、コミュニケーション理論や児童発達理論などにも関係があります。

4. 福祉心理士

(1) 「福祉心理士」資格について

日本福祉心理学会が認定する「福祉心理士」とは、福祉サービスを利用する人の心理的理解（アセスメント）を行ったり、サービス利用者やその家族、そして、そこで働く職員の福祉心理相談・支援を行ったりするうえで専門家として求められる基礎学力と技能を修得していることを保証する資格です。

(2) 資格認定の条件

資格認定は、日本福祉心理学会「福祉心理士」資格認定委員会が、申請者から提出された書類に基づいて審査を行ないます。申請の条件として、日本福祉心理学会の正会員あるいは準会員であること、学校教育法に定められた大学、大学院で指定科目^{*}を履修し、合計32単位以上を修得し、卒業または修了した者であることが必要です。

* 指定科目

領域	科目および単位数
基礎科目	「心理学」2単位、「社会福祉原論Ⅰ」2単位の合計4単位。
心理学関係科目	「臨床心理学」、「心理検査法」、「カウンセリング基礎理論」、「発達心理学」の4科目8単位を含み、合計12単位以上。
社会福祉学関係科目	「相談援助演習Ⅰ」、「相談援助演習Ⅱ」の計3単位を含み、合計12単位以上。

(注1) 必要単位合計は32単位である。

(注2) 「リハビリテーション論」および「精神保健」の2科目4単位については、代替科目として心理学関係科目または社会福祉学関係科目に含めることができる。

(3) 資格認定にかかる費用と資格の更新について

審査料として20,000円、審査に合格後、認定料として10,000円必要です。審査に合格し、認定料を納付すると、日本福祉心理学会理事長より「福祉心理士」の資格認定証とIDカードが交付され、学術雑誌「福祉心理学研究」誌上で公表されます。「福祉心理士」資格の有効期間は5年間で、所定の研修等を経た上で、5年ごとに更新する必要があります。

推奨資格

1. 「臨床美術士5級取得講座（通信講座）」について

～脳を使ったアート、アートから福祉へ～

(1) 臨床美術とは

「臨床美術」とは脳科学に基づいたオリジナルのカリキュラムに沿って絵画、立体造形などの芸術的な創作活動を行い、コミュニケーションを通して脳と心を活性化させ認知症の予防や改善、心の問題のケアを目的としています。

これまでの実績と研究によって「臨床美術」への参加により脳のニューロンが活性化し、日常動作行動が向上することが確認されています。また、子どもの感性や心を豊かに育むことの有効性も実証されるようになり教育分野でも注目されています。

(2) 「臨床美術」を学ぶ

「臨床美術」の学びの導入として、社会福祉学科では2年前期に「臨床美術」を開講します。この科目を履修することで、臨床美術の概要が理解できます。

(3) 「臨床美術士5級」を修得する

日本臨床美術協会（内閣府認定証・特定非営利活動法人）認定の「臨床美術士5級講座（通信講座）」を本学で開講します。北陸三県でこの講座が開講できるのは本学だけです。15名程度の受講希望者が集まる際に開講します。本学以外での受講や「臨床美術士4級」以上の資格取得を希望する場合は、東京（芸術造形研究所）、京都（京都造形芸術大学）などで開講しています。

現在、臨床美術士の資格取得が就職等に直接結びつくということはありませんが、高齢化社会が進み、また、効率性重視の環境にある社会においては、今後、心のケアの面も含めて重要な働きをすることになるでしょう。

[受講科目]

スクーリングと課題提出により以下の科目を受講します。

臨床美術・基幹、存在論的人間観、臨床美術入門、臨床美術実践の基礎、臨床美術コミュニケーション。

7月に本学で1日間のスクーリングを行います。その後は3回の課題レポート提出があります。

[通信講座受講の流れ]

A. アートコミュニケーション能力を修得できる1日間のスクーリング（7月）

講師からの対面の指導により、美術を介してのコミュニケーションをより深く学び、模擬授業を通してより実践的な内容へと踏み込んでいきます。共に学ぶ受講生の作品を見ることも刺激になります。スクーリングは必修。

B. オリジナル教材を使用し、実際にプログラムを体験・制作（8月～11月）

添削指導の講師陣は、経験豊富な臨床美術士。全3回のレポートと作品は、テキストをもとに制作し、約1ヶ月半に1回のペースで提出。レポートと作品は講師陣の丁寧なコメントとアドバイスを添えて返却します。

C. 修了後は日本臨床美術協会の臨床美術士5級資格を取得

スクーリングを受講し、全課題を提出することで全履修が完了し、資格が取得できます。

[受講料等]

「臨床美術士5級講座（通信講座）」受講と資格取得には、以下の費用がかかります。

・受講料等	124,025円（税込合計金額）
（内訳）添削指導・スクーリング授業料	70,925円
教材・画材費	13,100円
テキスト代	6,500円
・資格取得費用（NPO法人日本臨床美術協会認定）	
入会金	2,000円
初年度年会費	10,500円
資格認定試験料	21,000円

スクーリングの交通費・添削時の送料は自己負担です。

2. 「福祉住環境コーディネーター資格（2，3級）」

社会福祉専攻では、福祉住環境コーディネーターの資格取得を推奨しています。

福祉住環境コーディネーターは、医療・保健・福祉用具・建築等の幅広い知識を身に付け、各種専門職との連携を通して、高齢者や障害者に対する適切な住宅改修プランの提案や、福祉施策、福祉・介護用品、保健サービスなどの情報を提供する資格です。

ますます需要が高まる中、個々の状況に応じた適切な提案能力が重要になり、福祉関連の業界はもとより、住宅・設備メーカーなど様々な分野で注目されています。

毎年7月と11月に検定試験が行われ、高齢化や障害の重度化が進むわが国においては、今後、ますます求められる専門的な資格の1つといえます。

3. 「障害者スポーツ指導員」

障害者スポーツ指導員は、障害者スポーツに関する知識はもちろんのこと、障がいについての深い知識と理解を持ち、円滑にコミュニケーションをはかりながら、障害者の人たちにスポーツの楽しさや体を動かす喜びを伝えていきます。

また、地域での障害者スポーツ大会やイベントの企画・準備や運営、プレゼンテーションなども、障害者スポーツ指導員の重要な仕事です。指導員の資格は初級・中級・上級とあり、初級指導員は、身近な障害者を対象とした健康増進や安全管理などを担当。中級・上級とレベルが上がれば、都道府県や全国クラスの競技会、さらにパラリンピックの運営、選手育成に関わることもあります。

本学では毎年11月に開催される県主催の研修受講によって初級資格の取得をすることを推奨しています。

1. 看護師資格を基礎資格として進学できるところ

- (1) 保健師養成所(修業年限1年)
- (2) 助産師養成所(修業年限1年)
- (3) 養護教諭養成課程(修業年限1年)* 通学課程 通信教育課程があります。
- (4) 看護大学3年次編入学(修業年限2年)

2. 看護師としての実務経験を経て進学や資格取得が可能になるところ

- (1) 看護大学の大学院修士課程(大学において資格審査を受ける)
- (2) 専門看護師養成課程(看護大学の大学院修士課程で認定を受けているところ)
- (3) 認定看護師養成課程
- (4) 介護支援専門員(ケアマネジャー)受験資格(5年以上の看護師実務経験が必要)

3. 4年制大学の3年次編入

本学は、平成9年に日本海側ではじめての福祉系短大として開学して以来、県内外の福祉系分野に多くの卒業生を送り出してきました。本学卒業後には、それぞれ希望の分野に就職する学生が大部分ですが、卒業生の中には、4年制大学の3年次へ編入学することで、本学での学びをさらに深め発展させ、自分たちの未来を切り開こうとする学生もいます。

本学を卒業後に4年制大学の社会福祉系や心理系・看護系学部への3年次編入学する場合、受験資格は各大学により異なりますが、短期大学を卒業することが基本的な条件となります。また、選考方法や試験日程等も大学により様々ですので、就職事務担当で相談するか各自で大学に問い合わせ確認してください。

編入学試験を受験する際の提出書類(出願書類)には、通常、本学の学業成績表・卒業見込証明書が必要とされます。当然のことながら、在学中の成績が良い方が、選考時には有利となります。ですから、卒業後に4年制大学3年次編入学を希望する学生は、1年次から良い評価(GPA)が得られるよう、授業等に取り組んでください。

また、編入学希望者の選考にあたり、本学は多くの4年生大学・学部の指定校となっており、推薦枠をいただいています(ただし、年度により、大学・学部は異なる可能性があります)。編入学を希望する場合は、受験する年度の情報をキャリア支援センターで確認してください。